

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則改正案について

国土交通省
住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室
総合政策局建設業課
総合政策局不動産業課

1 趣旨

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）の施行にあたり、建設業者及び宅地建物取引業者が行う届出書に添付すべき書類、住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金（以下「住宅建設瑕疵担保保証金等」という。）について国土交通大臣の確認手続その他の事項について規定するものである。

2 改正の概要

- (1) 建設業者及び宅地建物取引業者が届出を行う際に届出書に添付すべき書類として、帳簿の写しに代えて、新築住宅に関する事項を記載した一覧表の様式を定める。
- (2) 住宅建設瑕疵担保保証金等について優先弁済を受ける権利を有する者が、事業者が死亡・倒産等した場合に行うことができる国土交通大臣の確認申請の手続として、次の事項等について定める。
 - ① 国土交通大臣による権利の調査及び確認書の交付手続
 - ② 一定期間の申請額が供託額を超過した場合の公示、権利の申出及び配当手続

3 施行日 平成21年10月1日